

カルタヘナ議定書第2回国別報告書(案)に関する意見の募集について(お知らせ)
(平成23年8月2日~9月1日)

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成23年8月2日(火)から9月1日(木)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	8通
整理した意見数	11件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

カルタヘナ議定書第2回国別報告書(案)に関する意見の募集について
(平成23年8月2日～9月1日)

	意見要旨	対応方針	件数
1	<p>問15について、国内規制の枠組みは「完全に整っている」と回答しているが、国内法においては、農林水産物や人への影響、GMO栽培・育成がもたらす生態系バランスに与える影響が評価対象から排除されているため、「部分的に整っている」と報告すべきである。また、これらの状況を考慮して、国内法改正を検討すべきである。</p>	<p>生物多様性条約カルタヘナ議定書の目的に「現代のバイオテクノロジーにより改変された生物であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響(人の健康に対する危険も考慮したもの)」を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することと書かれていることから、その国内担保法であるカルタヘナ法の目的として人の健康の保護を含めるかどうかについては法律の制定時に議論がありました。しかしながら、生物多様性条約が人の健康の保護を目的としておらず、また、生物多様性条約の「生物」には人は含まれないと解されることから、条約の下の議定書においても人の健康の保護は生物多様性の確保を図る際に付随的に考慮すべき事項と考えられること、また既に他法令で人の健康影響等を審査していることから、カルタヘナ法の目的に位置づけないことと整理しています。</p> <p>具体的には、食品としての遺伝子組換え生物の安全性については、食品衛生法において、飼料としての遺伝子組換え生物の安全性については飼料安全法において、動物用・ヒト用医薬品としての安全性については薬事法において確認されています。</p> <p>農作物など、野生生物以外の生物への影響を評価していない点については、カルタヘナ法における「生物の多様性」とは、法第二条第7項において「生物の多様性に関する条約第二条に規定する生物の多様性」と定義し、「生物多様性影響」については法第三条で「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのある影響」と定義していますが、生物多様性影響を評価するに当たっては、より具体的に規定することが望ましいことから、法第四条第5項において、「野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響」と例示を規定しているところです。</p> <p>この例示で示されているように、生物多様性影響には、遺伝子組換え生物等が「野生動植物」に及ぼす影響が含まれることとなり、「野生」でない状態の動植物への影響を考慮しているものではありません。野生動植物については、明確な定義はありませんが、例えば鳥獣保護法では、鳥獣を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義しており、「野生鳥獣」の考え方として、人為によらずに生息</p>	7

		<p>している個体としており、人が餌を与えることによつてのみ生息している個体は、「野生鳥獣」の範疇には含めないこととしています。このような考え方から「野生動植物」には、人が飼養している動物、栽培している植物は含まれないと考えることが適当であり、農地で栽培されている植物や家畜への影響は、生物多様性影響評価の対象には含まれていません。</p> <p>なお、農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した、人が作り出す環境に適応した植物です。</p> <p>ある農作物と別の農作物（遺伝子組換え農作物を含む）との交雑は、農作物の品質管理の問題として、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。</p>	
2	<p>問18、19について、雇用（permanent staff）とは、常勤公務員ではなく、長期的に専従できる専門の職員という意味ではないか。また、そうであれば、2年ほどで異動する政府の担当職員をその数にいいののか。</p>	<p>本問は、問16から一連の、各国の国内枠組みについての質問となっています。その中で、問18、19では、当該国内枠組みを常に動かすことができるような体制（常勤のスタッフの確保・配置）になっているかどうかということが質問の趣旨と考えられます。</p> <p>このため、各省庁に担当部署が設置され、枠組みを機能させ、管理する人員が配置されていることを踏まえて回答しています。</p>	1
3	<p>問24、63、93、99について、「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」では、国内の遺伝子組み換えに対する懸念をする意見の存在を踏まえた上で、「より透明性の高い」審査が謳われているにもかかわらず、申請者が用意した資料を書面審査により評価しており、生物多様性影響評価検討会総合検討会においても短い審議時間で承認されているため、事業者からの申請を追認しているようにしか見えない。</p>	<p>遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく承認には、隔離ほ場試験及び一般使用（栽培、輸入・輸送等）の承認があります。それぞれの審査で、農林水産省及び環境省は、除草剤、害虫等を用いた生物検定や形態及び生育の特性等の多数かつ多様な試験データを要求し、申請者から全てのデータが提出されれば、統計的な解析を含めデータの科学的な検証、検討を行っています。不足するデータ等があった場合には、データの追加提出等を求めているほか、内容が不適切であったり、試験方法が不適当な場合には、試験のやり直しや追加試験の実施等を申請者に求めています。必要な試験データを全て取り揃えた上で、様々な分野の学識経験者の専門的な知見や経験に基づく検証・検討を行っています。</p> <p>また、学識経験者については、氏名、所属の公表を行うとともに、生物多様性影響評価検討会総合検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>さらに、農林水産省では、昨年8月に遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的な一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」を策定し、その手順に添って審査を行っています（http://www.maff.go.jp/j/syo）</p>	4

		uan/nouan/carta/c_data/sop/index.html)。標準手順書に則った審査では、科学的データや学識経験者からの意見に基づいて内容の妥当性につき確認し、審査報告書の作成に当たっては、非公開の情報についても可能な限りその概要を記述、公表するとともに、引用文献のリストを明示しています。	
4	<p>問59について、本報告期間（2007年9月11日～2011年8月頃）において、LMOs-FFPについての決定はなかったということか。モンサント、シンジェンタ、デュポン、バイエル等の日本法人の申請は、実質海外からの輸入に当たり、J-BCHに栽培承認されたものが掲載されているが、これらは本問に当てはまらないのか。</p>	<p>LMOs - FFPの我が国への輸入に際して行った決定（第一種使用規程の承認）は37件、全て非締約国からの輸入であり、それらについては問162で回答しています。</p> <p>ただし、本問は、「輸入」に係る決定についての問であり、ここでの「輸入」とは、カルタヘナ議定書第3条において「一の締約国への他の締約国からの意図的な国境を越える移動をいう」と規定されています。本国別報告書の質問の中で使用される用語は議定書第3条で定める用語と合一の意味ににおいて使用されているため、本問についても、非締約国からの輸入については対象としないものとして、「なし」と回答しています。</p>	1
5	<p>問84、85について、リスク評価をする能力は整備されているが、専門家養成システムは確立していないという回答は矛盾している。COP-MOP5議長国であることも踏まえ、政府の国際法や国内法運用を支援できるような専門家を、政府において体系的に養成すべきである。</p> <p>また、Roster of expertの推薦等、在野の人材（専門家）を活用する場合には、当該専門家が国際的な議論の場で活躍し、国際貢献できるよう、その活動を政府としても勧奨するような活用方法とすべきである。</p>	<p>政府による直接的なカルタヘナ議定書、カルタヘナ法運用に係る人材育成は行っていませんが、我が国においては、遺伝子組換え分野の研究が盛んに行われており、在野に多くの専門家がいます。</p> <p>カルタヘナ法第4条に規定する学識経験者の意見聴取や、BCHへのRoster of expertの登録をはじめとして、国内法運用、国際貢献、国際交渉等の様々な場面で既に多くの専門家にご活躍いただいているところです。</p> <p>引き続き、様々な場面で専門家にご活躍いただけるよう、努めてまいります。</p>	1
6	<p>問100～107（第17条関連）について、未承認遺伝子組換えパパイアが見つかった事例はこれに該当しないのか。</p>	<p>カルタヘナ議定書第17条「意図的でない国境を越える移動及び緊急措置」では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのあるLMOの意図的でない国境を越える移動に繋がるおそれのある事態が自国の管理下において生じた場合を規定しています。</p> <p>一方、未承認遺伝子組換えパパイアの事例については、不法に輸入された事例に該当しますので、第25条「不法な国境を越える移動」についての問168～175にお</p>	1

		いて回答しています。	
7	問137、138について、多数国間での経路で、明確な日本の貢献・効果はあるのか。Roster of expertsは役に立っているのか。	問137、138では、Roster of expertとしてBCHに6名の専門家を登録していることなどを踏まえて回答しています。必要な国がその枠組みを活用していつでも支援を求めることができる体制になっていること自体が一つの貢献ですが、この枠組みの他にも、我が国の研究者による海外（締約国）の研究機関へのアドバイスや、学会での情報提供など、他の締約国への支援・貢献に繋がる活動が行われています。	1
8	問146について、リスクコミュニケーションは我が国においても能力開発が必要ではないか。	カルタヘナ議定書第22条は、開発途上国や移行経済国に対する能力開発の支援を行うための条文であり、本問はそのニーズを問うものです。我が国は、いずれの国にも該当せず、他国からの支援を受けて能力開発を行うことは想定されませんので、ここでは「いいえ」としています。 なお、リスクコミュニケーションについては、農林水産省において、国民に対して、遺伝子組換え技術など農林水産先端技術に関する情報を提供するコミュニケーション活動を推進しています。	1
9	問151～157について、具体的にどのような公衆の啓発、教育及び参加に向けた戦略や情報取得制度の確立やそれらに基づいた促進が行われているのか不明。ホームページでの情報発信やパブリックコメント募集の範囲であれば、それぞれ回答では、「はい、ある程度」や「はい、限定された範囲で」とすべきである。	公衆の啓発及び参加については、法第35条において「この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換を図るため、生物多様性の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。」と規定しています。 この条項に基づき、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）をはじめとして関係する省庁のホームページにおいて、LMOの開発状況や我が国における使用の状況等、LMOに関する情報を提供しています。また、BCHにもアクセスできるよう、リンクを張っています。 新規のLMOの環境中での使用を承認する際には、当該LMOの生物多様性影響評価書の概要及び当該申請に対する学識経験者の意見を公表し、公衆の意見募集を行っています。その結果についてもJ-BCH等において公表しています。 更に、カルタヘナ法をわかりやすく解説するためのパンフレットを作成し、J-BCHにも掲載しているところです。 今後とも、J-BCHの内容を充実させるとともに、農林水産省においては、国民に対して、遺伝子組換え技術など農林水産先端技術に関する情報を提供するコミュニケーション活動を推進するなど、更なる情報提供に努めて参ります。	4
10	問169について、未承認遺伝子組換	我が国では、遺伝子組換え生物も対象とした輸入に際しての調査システムが確	1

	<p>えパパイヤが確認された事例を考えると、「はい」とは言い切れないのではないか。</p>	<p>立されています。しかし、全量・全種のチェックは非現実的であり、我が国ではこれまで遺伝子組換えパパイヤの環境中での使用承認事例がなかったことから調査の対象となっておらず、不法な輸入事例が発生してしまったものです。パパイヤについては、事例の発生後、輸入時の調査対象としています。</p>	
11	<p>問179～181について、COP-MOP5の議長国である日本は、名古屋・クアラルンプール補足議定書に率先して早期に批准すべきである。また、補足議定書の内容を反映させるためには、国内法の改正が必要であり、検討すべきである。</p>	<p>現在、政府において、COP-MOP5の議長国としての立場も踏まえ、早期の署名・批准を目指して、法改正の要否も含めて検討を行っているところです。 なお、9月末日までに署名を行う準備が整っていないことから、問179、180の回答は「いいえ」としますが、引き続き、署名に向けた検討を行ってまいります。</p>	6

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。